

はじめに

宇都宮市では、平成8年に「福祉都市宣言」を行い、この理念のもと、すべての市民が個人として尊重され、様々な社会活動に主体的に参加できるような福祉のまちの実現を目指して、平成12年4月に「宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例」を制定しました。

この条例の目的や考え方に基づき、条例の対象となる施設やその施設を高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための整備基準を施行規則として定め、平成12年10月に施行しております。

この整備マニュアルは、整備基準の内容、考え方等を図解を含めて分かりやすく解説し、対象施設の事業者や設計者の方々が、施設を計画、設計等をするうえで必要となる配慮事項等を盛り込んだものです。

今回の改訂では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）の基準等を踏まえるとともに、ユニバーサルデザインの考え方も参考としながら検討を加えました。

今後は、高齢者、障がい者、児童をはじめとするすべての市民が、住み慣れた地域において、安心して自立した生活を送れるよう公共的施設などの環境の整備と同時に、市民一人一人の理解と相互の温かな思いやりによるまちづくりが必要です。

事業者及び設計者、市民の皆様には、施設の計画や設計等においてこの整備マニュアルを活用され、誰もが利用しやすい施設の整備に対する認識を深めていただき、福祉のまちづくりの一層の推進にご協力をお願いします。